	連携分			GJ/kl	kl		%	
	1,000～1,999				kl		%	
	連携分			GJ/kl	kl		%	
	2,000～3,999				kl		%	
	連携分			GJ/kl	kl		%	
	4,000～5,999				kl		%	
	連携分			GJ/kl	kl		%	
	6,000～7,999				kl		%	
	連携分			GJ/kl	kl		%	
	8,000～9,999				kl		%	
	連携分			GJ/kl	kl		%	
	10,000～11,999				kl		%	
	連携分			GJ/kl	kl		%	
	12,000～				kl		%	
	連携分			GJ/kl	kl		%	
船舶	（　　　）							
船舶	連携分							
船舶	（　　　）							
船舶	連携分							
鉄道	（　　　）							
鉄道	連携分							
航空機	（　　　）							
航空機	連携分							
合計								
うち連携分								

補足　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

（エネルギー管理講習に関する規則の一部改正）

第二条　エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項及び第四十四条第二項の講習（以下「資質向上講習」という。）は、毎年度少なくとも一回、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の資質の向上を図るための事項に関し、次に掲げる課目について行うものとする。 一～三　［略］ 2　［略］	**第三条**　法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項及び第四十四条第二項の講習（以下「資質向上講習」という。）は、毎年度少なくとも一回、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の資質の向上を図るための事項に関し、次に掲げる課目について行うものとする。 一～三　［略］ 2　［略］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。